

金融機能の強化のための特別措置に関する法律について

〔目的〕 国の資本参加による金融機能の強化 ⇒ 地域経済の活性化、信用秩序の維持、国民経済の健全な発展

- デフレ経済の長期化
⇒ 〔・ 地域経済の活性化が重要
・ 貸出債権の不良債権化等〕
- 金融機関は、企業再生や不良債権問題への対応等のリスク対応のため、体力を高める必要

地域等における金融が十分な安心感をもって行なわれるよう、金融機関に国が資本参加

〔申請：平成20年3月末まで〕
下記の経営強化計画を提出し、右の基準を満たす金融機関

経営強化計画の内容

- ・ 収益性・効率性等の数値目標
- ・ 数値目標を達成するための方策
- ・ 責任ある経営体制の確立
- ・ 信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策
- ・ 【基準値未滿】経営責任及び株主責任の明確化
- ・ 【抜本的な組織再編成以外の場合】 目標未達成の場合の経営責任(結果責任)
- ・ 株式等の引受等を求める額等
※ リスクをとって地域等で金融機能を発揮するために十分な自己資本を国の資本参加によって確保。
なお、協同組織中央金融機関を通じた資本参加スキームも整備。

〔財源〕

- 預金保険機構の借入金等で対応
- 所要の政府保証枠の確保（16年度予算：2兆円）

国の資本参加の基準(株式等の引受け等の決定の要件)

抜本的な組織再編成の場合

〔合併、営業の全部譲渡等の場合（当事者の一方は基準値以上の場合に限る）〕

その他の場合

〔営業の一部譲渡や主要行と地域金融機関の合併等の場合、組織再編成を伴わない場合〕

収益性・効率性等の向上が見込まれること
収益性や効率性の相当程度の改善、不良債権の処理の進展が見込まれるか

計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること
計画の円滑かつ確実な実施がなされるよう、準備等が進められているか

地域における金融の円滑化が見込まれることその他地域経済の活性化のために適切なものであること

〔信用供与の円滑化のための方策
地域経済の活性化に資する方策〕 について進捗が見込まれるか

公的資金の回収が困難でないこと（剰余金の積み上げの見通しや商品性等を勘案）

適切な資産査定がなされていること（会計監査人による監査等、検査による確認）

破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと

経営基盤の安定のために必要な措置が講じられていること

〔申請前の事業再構築努力（組織再編成、リストラ等（特に主要行については最大限の資本の自力調達努力がなされているか））を勘案

地域経済にとって存続が不可欠であること

【銀行】〔基準値未滿の場合のみ〕
地域における役割及び資本の自力調達を勘案

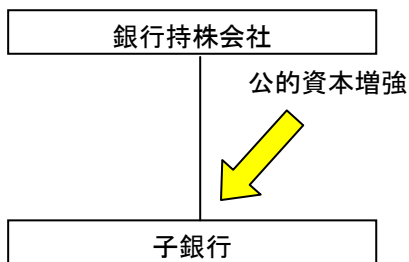
【協同組織金融機関】 会員及び中央機関等からの出資、地域密着度を勘案

※ 資本増強額が障壁除去に止まる場合には、組織再編成特措法と概ね同様の要件で資本参加

預金保険法第 102 条第 1 号措置について、銀行持株会社を通じた資本増強を可能とすること等、所要の制度整備を図る。

1. 銀行持株会社を通じた資本増強を可能とする措置

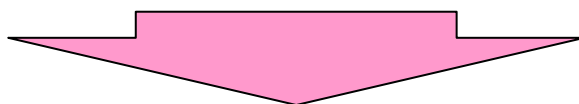
○ 現行



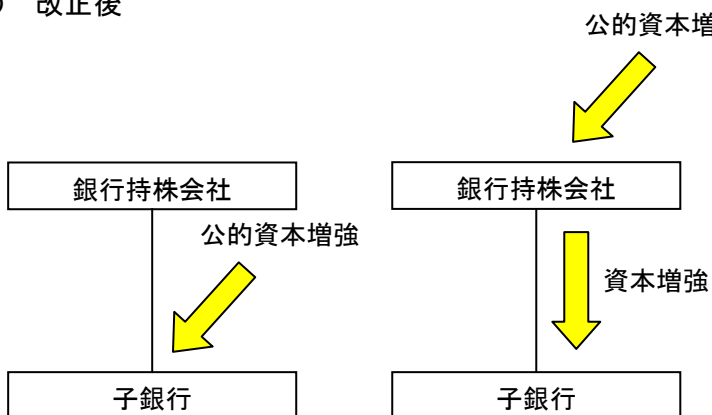
現行法においては、金融機関（子銀行）に対する直接の資本増強のみが可能。

<留意点>

- ① 銀行持株会社と子銀行の資本関係を徒に希薄化（切断）させるおそれ。
- ② ①の状況を改善しようとするれば、資本増強後に株式交換という煩雑な手続が必要。
- ③ 政府が取得する株式が非上場株式となり、公的資金の回収方法が制約されるおそれ。



○ 改正後



<改正内容>

子銀行に対し資本増強するに当たり、銀行持株会社を通じて行う方法を追加する。

（注）銀行持株会社から子銀行に対する同額以上の資本増強を義務付け等

2. 商法の特例

商法上、株式の引受けについては、

- ① 公開会社が発行する株式の総数は、発行済株式総数の 4 倍を超えて増加することができないこととされ（同法第 347 条）、
- ② 議決権制限株式の総数は発行済株式総数の 2 分の 1 を超えることができないこととされている（同法第 222 条第 5 項）。

これらの規定が、信用秩序を維持するために速やかな対応が求められる第 102 条第 1 号措置の制約とならないよう、特例措置を手当て。

3. その他

預金保険法第 102 条第 1 号措置の適用を受けた金融機関が組織再編成を行う場合において、経営健全化計画の承継とその履行の確保等が適切に図られるよう、規定を整備。

銀行代理店制度にかかる規制改革の経緯

従前の代理店規制	<ul style="list-style-type: none"> * 認可制 * 個人、法人（100%出資規制等）（注）金融機関は代理店となれない。 * 代理業務範囲の制限 <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金（当座預金を除く。） ・ 貸付け（住宅ローンその他消費者に対するものに限る。） ・ 為替取引（内国為替取引に限る。） * 専業義務（代理業務以外の業務の兼営禁止） * 代理店の支店、復代理店の設置の禁止 	
平成 12 年 12 月 21 日	金融審議会第一部会報告 「銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たなビジネス・モデルと規制緩和等について」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、銀行の支店その他の営業所の設置、位置の変更又は廃止は認可制となっているが、情報化の進展や銀行業における経営の効率化の要請などの観点から、より柔軟な規制とすることとし、届出制に改めることが適当である。
平成 13 年 3 月 30 日	「規制改革推進 3 か年計画」（閣議決定）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行の法人代理店の従たる事務所の設置については、銀行の店舗の認可制の在り方の検討を踏まえ、規制を緩和する方向で検討し、結論を得る。 ・ 代理店の取扱業務については、金融機関の業務の効率化、顧客の利便性、代理店と金融機関の本体との関係、代理店に対する監督の在り方等の観点から見直しを行う。 ・ 銀行の支店その他の営業所の設置等に係る認可制については、情報化の進展や銀行業における経営の効率化の要請などの観点から、届出制に改める。 等
平成 13 年 9 月	要望（銀行業界）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理業務に係る規制撤廃、業務拡大 ・ 法人代理店の従たる事務所の設置 ・ 銀行による銀行代理店業務

平成 14 年 3 月 29 日	「規制改革推進 3 年計画（改定）」（閣議決定）	・ 法人が銀行の代理店になる際のいわゆる 100%子会社規制及び専業規制について、顧客の利便性向上や銀行経営の効率を高める観点から、銀行が他の銀行の代理店となる場合についてはこれを適用しないよう、所要の措置を講ずる。
平成 14 年 4 月 1 日 （施行）	<措置> ・ 国内の営業所、代理店の設置等の認可制から届出制への移行<銀行法改正> ・ 金融機関代理店制度の創設（銀行、長信銀）<内閣府令改正> ・ 代理店の支店設置の解禁<告示改正> ・ 代理業務の範囲拡大（預金、貸付け、為替に債務の保証、金銭の収納等、保護預り、両替を追加）<内閣府令改正>	
平成 14 年 9 月	要望（銀行業界）	・ 代理業務に係る規制撤廃 ・ 法人代理店における 100%出資規制の緩和
平成 14 年 9 月 30 日	金融審議会答申 「中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン」	・ 利用者の利便性の向上を図る観点から、金融商品に対するアクセスの改善を図っていくことが重要であり、将来的には、経営の健全性に配慮しつつ、一つの金融仲介機関で多様な金融商品を、直接的にはないにせよ、少なくとも代理などの形で間接的に提供することも考えられる。
平成 15 年 3 月 28 日	「規制改革推進 3 年計画（再改定）」（閣議決定）	・ 保険会社本体が他の保険会社のみならず、例えば資金の貸付の代理等、他の金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行を行うことについて結論を得、所要の措置を講ずる。
平成 15 年 9 月	要望（銀行業界）	・ 法人代理店における 100%出資規制の撤廃・緩和 ・ 代理業務範囲の拡大
平成 16 年 3 月 19 日	「規制改革・民間開放推進 3 年計画」（閣議決定）	・ 銀行代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係規制等制度の見直しを行うこととし、平成 16 年度中に検討を行い、措置する。
平成 16 年 4 月 1 日 （施行）	<措置> ・ 金融機関代理店の範囲拡大（銀行、長信銀に証券会社、保険会社を追加）<保険業法、内閣府令>	
平成 16 年 10 月	要望（銀行業界）	・ 法人代理店における 100%出資規制の撤廃・緩和 ・ 代理業務範囲の拡大